

令和6年第3回九戸村議会定例会

令和6年9月13日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第4号）

- | | | |
|-------|----------------------------|--|
| 日程第1 | 議案第21号 | 副村長の選任に関し同意を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第22号 | 財産の取得に関し追認議決を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第23号 | 令和6年度九戸村一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第4 | 議案第10号 | 令和5年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第11号 | 令和5年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第12号 | 令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第13号 | 令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第14号 | 令和5年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 令和5年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 令和5年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第17号 | 令和5年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第18号 | 令和5年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第19号 | 令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第20号 | 令和5年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて |
| 日程第15 | 令和6年
請願第1号 | 現行の健康保険証を残すことを求める請願 |
| 日程第16 | 令和6年
請願第2号 | ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願 |
| 日程第17 | 発議第1号 | ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 |
| 日程第18 | 発議第2号 | 九戸村議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 日程第19 | 発議第3号 | 九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第21 | 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第22 | 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |
| 日程第23 | 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について | |

◎出席議員（12人）

1番	大崎	優一	君	7番	上村	昇	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君	11番	高崎	覺志	君
6番	坂本	豊彦	君	12番	桂川	俊明	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	大久保	勝彦	君					
教	育	長	高橋	良一	君				
総	務	課	長	中奥	達也	君			
I J U	戦略室	室長	篠山	剛	君				
会	計	管	理	者	野辺	地利	之	君	
兼	税	務	住	民	課	長			
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉	君	
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦	君	
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦	君	
教	育	次	長	松浦	拓志	君			
地	域	整	備	課	主	幹			
兼	水	道	事	業	所	長	上村	浩之	君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	柳	平	善	行
主			任	山	本	猛	輝

◎開議の宣告（午前 10 時 33 分）

○議長（桂川俊明君） あらためまして、おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 13 日付けで村長から別紙長提出追加議案一覧表のとおり、追加議案 3 件の送付がありました。議案は、お手元に配布のとおりであります。

なお、休会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布しておりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第 21 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

（「議長、9 番」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 9 番、保大木信子議員

○9 番（保大木信子君） 日程変更の動議をいたします。

日程第 1、議案第 21 号「副村長の選任に関し同意を求める議案」を、最後の議案に持って来ていただくようお願いいたします。

○議長（桂川俊明君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 34 分）

再開（午前 10 時 36 分）

○議長（桂川俊明君） 再開いたします。

ただ今、保大木信子議員から日程の順序を変更し、日程第 1、議案第 21 号「副村長の選任に関し同意を求めることについて」の審議について、最後に議題としたいという動議が出されました。この動議に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者が挙手をする）

○議長（桂川俊明君） この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

それでは、日程の順序を変更し、日程第 1、議案第 21 号「副村長の選任に関し

同意を求めることについて」を、最後に審議することの動議を議題といたします。
この採決は、挙手によって行います。

この動議に、日程第1、議案第21号「副村長の選任に関し同意を求めることについて」、最後に議題とする方の挙手を願います。賛成の方の挙手を願います。

(賛成者が挙手する)

○議長(桂川俊明君) 下げてください。

次に、この動議に反対の方の挙手を求めます。

(反対者が挙手する)

○議長(桂川俊明君) ありがとうございます。

動議に対しては、挙手少数です。従って、この動議は否決されました。

それでは、会議に入ります。

日程第1、議案第21号「副村長の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長

○総務課長(中奥達也君) それでは、議案第21号「副村長の選任に関し同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

次の者を九戸村副村長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議会の同意を求めます副村長候補者は、住所、二戸市福岡字下川原50番地24。氏名が岩崎一弘さん。昭和34年8月31日生まれの方でございます。

令和6年9月13日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由ですが、欠員となっている副村長を選任しようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長、9番」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 9番、保大木信子議員

○9番(保大木信子君) 反対の討論をさせていただきます。村政運営に関わる重大な議題であります。いろんなことをもう少し精査して、時期尚早ではないかということで、反対の討論とさせていただきます。

○議長(桂川俊明君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者が挙手する)

○議長(桂川俊明君) よろしいです。

挙手多数であります。

従って、議案第21号「副村長の選任に関し同意を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第2、議案第22号「財産の取得に関し追認議決を求めることについて」を議題といたします。

これから、提案理由の説明を求めます。教育次長

○教育次長(松浦拓志君) それでは、議案第22号「財産の取得に関し追認議決を求めることについて」、説明申し上げます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の追認議決を求めるものでございます。

1、取得する財産でございますが、(1) 品名です。小学校教師用指導書及び指導資料。(2) 数量でございますが、338セット。(3) 取得価格でございます。1,401万1,250円となっております。

2、取得の方法ですが、買入れでございます。

3番、取得先。所在地は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割52番地。名称は、有限会社松橋商店 代表取締役 松橋富男。

令和6年9月13日提出。九戸村長 大久保勝彦

提案理由でございます。令和6年度におきまして、財産の取得を行うに当たって、議会の議決が必要にも関わらず議決を得ないまま財産を取得していたため、追認議決をお願いしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。追認議決という事態を招いた事務の不手際について、あらためてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。なにとぞご理解の上、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 22 号「財産の取得に関し追認議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 3、議案第 23 号「令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 6 号)」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、議案第 23 号「令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 6 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,694 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 1,837 万 1,000 円としようとするものでございます。第 2 項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和 6 年 9 月 13 日提出。九戸村長 大久保勝彦

ページをめくっていただきまして、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。2 ページの歳入につきましては、19 款繰入金に補正額を追加しております。3 ページの歳出につきましては、3 款民生費が増額になっております。

次のページからは、歳入歳出補正予算事項別明細書になっておりますので、こちらで説明させていただきます。事項別明細書の 3 ページをご覧ください。歳入につきましては、19 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金において、補正額 1,694 万 7,000 円を計上しております。

次に、4 ページの歳出につきましては、3 款民生費、1 項 3 目の老人福祉費で、村が通知文書の発送をしていなかったことによって時効となり、請求権が消滅した後期高齢者医療制度における高額療養費等について、対象となる方々に対し、

給付金というかたちでお支払いするための予算を増額補正しようとするものでございます。11 節役務費には、お詫びや手続き関係書類の郵送と口座番号等を記載して提出いただく際の返信用の切手代として、通信運搬費を 14 万 7,000 円。また口座への振込手数料として、20 万 4,000 円を計上しております。そして 19 節扶助費には、高額療養費等の相当額を給付するため、高額療養費等給付金として 1,659 万 6,000 円を計上しております。

以上、令和 6 年度一般会計補正予算(第 6 号)について、内容を説明させていただきました。この事案に対しましては、大変申し訳ございませんでした。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(桂川俊明君) 村長

○村長(大久保勝彦君) 今回の補正予算第 6 号の提案に当たりまして、誠に、事務の不手際があったということで、いま現在、村政をあく責任者として、村民の皆さまにあらためて深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

村民の皆さまからの信頼を得るために、できる限りのことをしてまいりたいというふうに思っております。これから行政運営につきましても、村民の皆さんの信頼を得るように、二度とこのようなことがないように進めてまいりたいというふうに思います。あらためて、深くお詫びを申し上げる次第であります。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 23 号「令和 6 年度九戸村一般会計補正予算(第 6 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎決算審査特別委員会委員長の報告・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第 4、議案第 10 号「令和 5 年度九戸村一般会計歳入歳

出決算認定について」から日程第13、議案第19号「令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件を、一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、9月6日の会議において決算審査特別委員会を設置し、付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、川戸茂男議員の登壇を許します。

決算審査特別委員長 川戸茂男議員

(決算審査特別委員長 川戸茂男君登壇)

- 決算審査特別委員長(川戸茂男君) 決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告を申し上げます。

ただ今、議題となりました議案第10号「令和5年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第19号「令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件は、慎重なる審査の結果、すべての議案について、「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

なお、議案第12号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」に対しましては、反対の討論がありました。その旨、併せて報告をし、本委員会に付託されました事件についての審査結果報告といたします。

(決算審査特別委員長 川戸茂男君降壇)

- 議長(桂川俊明君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第4、議案第10号「令和5年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第13、議案第19号「令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第10号の討論・採決

- 議長(桂川俊明君) 最初に、日程第4、議案第10号「令和5年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「令和5年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第11号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に日程第5、議案第11号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第11号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第12号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第6、議案第12号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、2番」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「議長、2番」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 私は、議案第12号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして健康診断から外来、入院まで、あらゆる段階で75歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられるひどい差別制度です。保

険料は2年ごとに見直され、令和6年度においても値上げされました。この制度が存続すればするだけ、保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が、高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。今の、後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第12号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の反対討論とします。

○議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者が挙手をする。）

○議長（桂川俊明君） お下げください。

挙手多数であります。

従って、議案第12号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第13号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第7、議案第13号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第13号「令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第14号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第8、議案第14号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第14号「令和5年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第15号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第9、議案第15号「令和5年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第15号「令和5年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第16号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第10、議案第16号「令和5年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第16号「令和5年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第17号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第11、議案第17号「令和5年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第17号「令和5年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第18号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第12、議案第18号「令和5年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第18号「令和5年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第19号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第13、議案第19号「令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第19号「令和5年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第20号の質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第14、議案第20号「令和5年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第20号「令和5年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎令和6年請願第1号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第15、令和6年請願第1号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」を議題といたします。

ただ今、議題となりました請願の審査は、9月2日の会議において産業民生常任委員会に審査を付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。審査結果について、産業民生常任委員長から報告を求めます。

産業民生常任委員長、川戸茂男議員の登壇を許します。

産業民生常任委員長、川戸茂男議員

(産業民生常任委員長 川戸茂男君登壇)

○産業民生常任委員長(川戸茂男君) ただ今、議題となりました令和6年請願第1号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」の審査の経過および結果について、ご報告いたします。

この請願の審査は、令和6年第2回定例会で本委員会に付託され、慎重な審査を要するため、継続して審査を行ってきたものです。審査会はこれまでに4回開催し、制度移行に対応した本村の取り組み状況を調査するなど、さまざまな資料を基に審査を行いました。

新制度移行に伴う本村の取り組み状況は、現在の健康保険証は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの有効期限で、すでに交付をされており、これまでと同様に利用できること。マイナ保険証を希望しない方には、翌年度以降も健康保険証の代わりとなる「資格確認書」が、これまでの健康保険証と同じようなカード型で交付することを検討していること。資格確認書の有効期限は、これまでの健康保険証と同様に、1年更新を予定していることなどでした。

委員会の審査で出された主な意見は、マイナ保険証を利用した場合のメリットは、処方薬剤、特定健診情報を医師や薬剤師が共有できて、より良い医療を受けることができる。手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなど、効率的な行政サービスの提供や事務の負担軽減も期待できる。マイナ保険証への不安や一本化への理解が十分に進んでいない現状ではあるが、わが国全体でデジタル化が進行し、マイナンバーカードやマイナ保険証のトラブルも徐々に解消されていることや、現行の健康保険証と同様の資格確認書の発行が検討されているなどの意見が出されました。

このような審査を経て、採決の結果、請願第1号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」への賛成者は1人もなく、請願審査結果報告書のとおり「採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

(産業民生常任委員長 川戸茂男君降壇)

○議長(桂川俊明君) 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長、2番」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず本請願を「不採択」とすることに、反対者の発言を許します。

(「議長、2番」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 2番、久保えみ子議員

○2番(久保えみ子君) 私は、現行の健康保険証を残すことを求める請願に賛成の立場で討論します。

政府が今年12月2日に、現行の健康保険証の廃止の方針を打ち出したことによって、事実上のマイナンバーカード取得強制につながっています。個人情報漏えいの不安から強制に反対の民意があることも事実です。法律上は、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制ではありません。また、9月2日付けの河北新報によれば、東京新聞や西日本新聞など、全国18の地方紙がマイナ保険証に関する合同アンケートを実施し、それによれば、使い慣れた現行の保険証を残してほしい。現行の保険証を残した選択制を求める声など8割に上っている。廃止への不安や異論が、根強い現状が浮かんだと報道していました。国民が望んでいないものを強制すべきではありません。

厚生労働省は、カードを持たない人に対して、保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行するとしていますが、「資格確認書」は保険証と何ら変わらないものであり、現在の保険証のままで良いと思うことから、本請願に賛成するものです。以上をもって賛成討論とします。

○議長(桂川俊明君) 次に、本請願を不採択することに賛成の発言を許します。ほかに、討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年請願第1号を採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、「不採択」であります。令和6年請願第1号を「不採択」することに、賛成の方は、挙手願います。

(賛成者が挙手する)

○議長(桂川俊明君) お下げください。

挙手多数であります。

従って、令和6年請願第1号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」は、「不採択」とすることに、決定いたしました。

◎令和6年請願第2号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第16、令和6年請願第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

ただ今議題となりました請願の審査は、9月2日の会議において、総務教育常

任委員会に審査を付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。審査結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

総務教育常任委員長、中村國夫議員

(総務教育常任委員長 中村國夫君登壇)

- 総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今議題となりました令和6年請願第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、採択とすべきものと決定いたしました。以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

(総務教育常任委員長 中村國夫君降壇)

- 議長（桂川俊明君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和6年請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、令和6年請願第2号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第17、発議第1号「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

総務教育常任委員長、中村國夫議員

(総務教育常任委員長 中村國夫君登壇)

○総務教育常任委員長(中村國夫君) 発議第1号。令和6年9月13日。九戸村議会議長 桂川俊明様

提出者、九戸村議会総務教育常任委員会 委員長 中村國夫

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由でございますが、将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、ゆたかな学びが保障されるよう教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求めるため、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものである。

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

2021年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。)の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、23年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。

しかしながら、県内では、学級編制基準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど、慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障をきたしています。

また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。

子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障すべきです。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

記

- 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、義務標準法の学級編制見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月13日。岩手県九戸村議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣でございます。以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

(総務教育常任委員長 中村國夫君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、発議第1号「ゆたかな学びの実現、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第18、発議第2号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長、坂本豊彦議員の登壇を許します。

議会運営委員長、坂本豊彦議員

(議会運営委員長 坂本豊彦君登壇)

○議会運営委員長(坂本豊彦君) 発議第2号。令和6年9月13日。九戸村議会議長 桂川俊明様

提出者、九戸村議会運営委員会委員長 坂本豊彦

九戸村議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項及び九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により、提出いたします。

提案理由でございますが、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、改正するものでございます。

詳しい改正内容につきましては、別紙のとおりとなっておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

また、附則として、この規則は、公布の日から施行することとしております。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

(議会運営委員長 坂本豊彦君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、発議第2号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(桂川俊明君) 日程第19、発議第3号「九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長、坂本豊彦議員の登壇を許します。

議会運営委員長、坂本豊彦議員

(議会運営委員長 坂本豊彦君登壇)

- 議会運営委員長(坂本豊彦君) 発議第3号。令和6年9月13日。九戸村議会
議長 桂川俊明様

提出者、九戸村議会運営委員会委員長 坂本豊彦

九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項及び九戸村
議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由でございますが、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行
うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、改正するものでござい
ます。

詳しい改正内容は、別紙のとおりとなっておりますので、ご覧をいただきたい
と思います。また、附則として、この条例は、公布の日から施行することとなっ
ております。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でご
ざいます。

(議会運営委員長 坂本豊彦君降壇)

- 議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長(桂川俊明君) ご異議なしと認めます。

従って、発議第3号「九戸村議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案
のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長(桂川俊明君) 日程第20、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査
の件について」、議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいた

しました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 21、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(桂川俊明君) 日程第 22、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 23、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」、議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和 6 年第 3 回九戸村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 40 分）